

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメント	金融庁の考え方
1	<p>証券会社の行為規制等に関する内閣府令（以下、「行為規制等府令」とする。）第4条第18号は、需要調査目的がない場合の法人関係情報の提供については対象とするものではないとの理解でよいか。（例えば、業務上の必要性や内部統制等のために証券会社が関係会社に提供する場合など）。</p>	<p>本規定は、需要の見込みに関する調査を行う場合に行われるものではない法人関係情報の提供について対象とするものではありません。例として指摘されている場合については、通常は、本規定の対象とはならないと考えられます。なお、そのような場合についても、行為規制等府令第10条第4号に違反しないように留意しなければならないことは言うまでもありません。</p>
2	<p>発行会社自らが需要の見込みに関する調査を行う場合に、発行会社自らが法人関係情報を調査対象者又は第三者に対して提供する場合には、行為規制等府令第4条第18号の対象外との理解でよいか。</p>	<p>本規定は、証券会社の禁止行為を新たに規定するものであり、コメントのように発行会社自らが需要の見込みに関する調査を行う場合には、本規定の適用はありません。</p>
3	<p>発行会社が証券会社に需要調査を行わせる場合に、発行会社自らが調査対象者又は第三者に対して法人関係情報を提供する場合には、行為規制等府令第4条第18号の対象外との理解でよいか。発行会社が法人関係情報を直接提供することを証券会社が聞かされていた場合はどうか。</p>	<p>個々の具体的な事例に即して判断すべきであると考えますが、お尋ねのような事例においても、証券会社が調査対象者に対して需要の見込みに関する調査を行う際や、第三者に対して当該調査の委託や法人関係情報の提供を行う際には、法人関係情報の提供行為があるのが通常であり、当該行為が本規定の対象となると考えられます。</p>
4	<p>①発行会社自らが調査対象者又は第三者に直接法人関係情報を提供する場合と ②発行会社の依頼を受けて証券会社より法人関係情報を提供する場合とで、①は行為規制等府令第4条第18号の対象とはならず、②は対象となるというのは不</p>	<p>本規定は、証券会社、その役員・使用人が行う法人関係情報の提供によりインサイダー取引が誘発されることを防止することを目的とするものです。かかる趣旨から、発行会社の同意があつたとしても、ご指摘の②の法人関係情報の提供行</p>

No.	コメント	金融庁の考え方
	<p>合理であるから、発行会社の依頼を受けて行う場合（少なくとも情報を提供する相手方について発行会社からの個別の同意をとっている場合）は、行為規制等府令第4条第18号の対象外とすべきである。</p>	<p>為は本規定の対象とする必要があります。</p>
5	<p>需要調査目的以外で法人関係情報を提供した後に、当該相手方を対象に需要調査を行う場合や、当該相手方に対して需要調査を委託することは、行為規制等府令第4条第18号の対象外との理解でよい。</p>	<p>お尋ねのような事例においても、調査対象者に対して需要の見込みに関する調査を行う際や、第三者に対して当該調査の委託や法人関係情報の提供を行う際には、再度、法人関係情報の提供行為があるのが通常であり、当該行為が本規定の対象となると考えられます。</p>
6	<p>行為規制等府令第4条第18号本文は、「当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査」と規定するが、かかる調査が具体的にいかなる行為を指すのかについて、有価証券届出書等を提出するまで行うことのできない「勧誘」との違いを明らかにするため、明らかにして頂きたい。</p>	<p>本規定は、「勧誘」にあたらない「需要の見込みに関する調査」の範囲を明らかにすることにより、当該調査を促進するための規定ではなく、インサイダー取引の未然防止のために、適切な情報管理体制のもとで当該調査における法人関係情報の提供が行われることを求める規定です。このようなことから、「勧誘」との違いを明らかにするため、本規定において「需要の見込みに関する調査」に係る具体的な行為の範囲を明らかにする必要はないと考えています。なお、需要の見込みに関する調査における個別の行為が「勧誘」に該当するかどうかについては、現行（本規定を設ける前）でも個々の具体的な事例に即して判断を行う必要があるものと考えられ、本規定を設けた後もこの点について変更はありません。</p>
7	<p>行為規制等府令第4条第18号に基づいて行う需要調査において提供する情報</p>	<p>需要の見込みに関する調査において、届出前勧誘が行われたとされるかについて</p>

No.	コメント	金融庁の考え方
	<p>として、①発行体の名称、②発行する証券の種類、③発行予定数、④発行予定時期、⑤発行体の財務情報が考えられるが、これらのうち提供した場合に、証券取引法上の届出前勧誘とみなされる情報があるか。</p> <p>需要調査対象者から、①発行がされた場合の購入希望証券数、②発行がされた場合の購入希望価格の情報のうち、聞き取りをした場合に届出前勧誘とみなされる情報があるか。</p> <p>また、これらの情報を提供し、あるいは聞き取りをしても、勧誘でないことを調査対象者に明示すれば届出前勧誘に該当しないと解してよいか。</p>	<p>ては、個々の具体的な事例に即して判断されることとなります。</p>
8	<p>行為規制等府令第4条第18号イ(2)及びロ(2)で「当該法人関係情報を調査対象者以外の者に提供しないことを調査対象者や第三者に約させる」旨が規定されているが、この約定を行った調査対象者や証券会社の海外関連会社(第三者)が、受領した募集に係る法人関係情報を、その関連会社・弁護士・会計士等の、守秘義務が契約、内部管理体制、職務上の制度等により確保されている者や、合理的な内容の内部管理体制を敷いている者に対して提供することができる(約定違反とならない)ように規定を変更して頂きたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、本規定につき、以下の場合には法人関係情報の提供を行うことができる旨の修正を行います(これに伴い、金融機関の証券業務に関する内閣府令(以下、「登録金融機関府令」とします。))についても所要の規定の修正を行います。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イ(2)について <p>調査対象者が当該調査の内容に係る業務を行うために当該法人関係情報の提供を行うことが不可欠な者であって、調査対象者との契約により特定有価証券等の売買等を行わない義務及び当該法人関係情報を漏らさない義務を負うものに法人関係情報を提供する場合、又は法令等に基づいて法人関係情報を提供する場合</p> ・ ロ(2)について

No.	コメント	金融庁の考え方
		<p>第三者が当該調査、又は当該上場会社等若しくは証券会社から委託を受けて当該募集に係る業務を行うために当該法人関係情報の提供を行うことが不可欠な者であって、第三者との契約により特定有価証券等の売買等を行わない義務及び当該法人関係情報を漏らさない義務を負うものに法人関係情報を提供する場合、又は法令等に基づいて法人関係情報を提供する場合</p> <p>なお、行為規制等府令第4条第18号イ(2)又はロ(2)に規定された内容を正確かつ適切に調査対象者又は第三者との間で約したことを立証する義務は証券会社に課されていることに留意が必要です。</p>
9	<p>行為規制等府令第4条第18号イ(2)及びロ(2)で「当該法人関係情報を調査対象者以外の者に提供しないことを調査対象者や第三者に約させる」旨が規定されているが、この約定を行った調査対象者や第三者が法令・規則等、監督当局、捜査機関等の要請に従い法人関係情報を提供することは可能か(この約定違反とされないか)。</p>	<p>個々の具体的な事例に即して判断すべきですが、8の回答のとおり、規定の修正を行いますので、ご指摘の場合には、通常は、第三者が法令等に基づいて法人関係情報を提供する場合に該当し、法人関係情報を提供することは可能である(ご指摘の約定違反とはならない)と考えられます。</p>
10	<p>行為規制等府令イ(2)及びロ(2)で「当該法人関係情報を調査対象者以外の者に提供しないことを調査対象者や第三者に約させる」旨が規定されているが、以下は、この約定の対象となる情報に該当するかどうか(例外的に提供可か)。</p> <p>① 公知の情報(必ずしも証券取引法166条の「公表」がなされた場合にかぎらない。)、</p>	<p>①は、個々の具体的な事例に即して判断すべきですが、法人関係情報(行為規制等府令第4条第9号で規定されているとおり、公表されていない事実です。)に該当しなれば対象とはなりません。</p> <p>②・③・⑥は、個々の具体的な事例に即して判断すべきで、通常は、対象となると考えられます。</p>

No.	コメント	金融庁の考え方
	<p>② 情報の受領者が当該情報を受け取る前にもともと保有していた情報、</p> <p>③ 情報の受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報、</p> <p>④ 情報の受領者が受領した情報を利用することなく独自に開発した情報、</p> <p>⑤ 法律又は監督官庁等の公的機関により開示が要請される情報、</p> <p>⑥ 第三者への開示について情報提供者の同意がある情報、</p> <p>⑦ 情報の受領者が依頼した弁護士、会計士等へ提供する情報、</p> <p>⑧ 情報受領者のグループ内の内部統制、企業統治等その他必要な管理のために関係会社へ開示する情報</p>	<p>④は、法人関係情報についてご指摘のような事例は想定しにくいと考えますが、最終的には個々の具体的な事例に即して判断されることになるものと考えられます。</p> <p>⑤・⑦は、8の回答のとおり規定の修正を行うことにより、対象とならなくなると考えられます。</p> <p>⑧は、個々の具体的な事例に即して判断すべきですが、8の回答のとおり規定の修正を行うことにより、対象とならないものもあると考えられます。なお、そのような場合についても、行為規制等府令第10条第4号に違反しないように留意しなければならないことは言うまでもありません。</p>
11	<p>証券会社が、行為規制等府令第4条第18号及びこれに対応して整備される協会規則を遵守して需要調査を行った場合、仮に調査対象者又は調査の委託を受けた第三者が証券会社との約束に違反して調査対象会社の特定有価証券の取引を行ったとしても、原則として証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第4号(「法人関係情報の管理が十分でない」と認められる状態)に該当することにはならないとの理解でよいか。</p>	<p>個々の具体的な事例に即して判断することとなりますが、法令・規則を遵守したにもかかわらず、事後的に約束違反の行為が行われた場合、直ちに行為規制等府令第10条第4号違反に該当するとは解しておりません。なお、本規定の趣旨からして、証券会社は、調査対象者又は調査の委託等を受けた第三者に対し、特定有価証券等の売買等を行わない義務及び法人関係情報を漏らさない義務の遵守を徹底するよう求めるべきであることは言うまでもありません。また、この際、同府令第4条第18号イ(2)又はロ(2)に規定された内容を正確かつ適切に調査対象者又は第三者との間で約したことを立証する義務は証券会社に課されていることについても留意が必要です。</p>
12	<p>行為規制等府令第4条第18号イ(2)</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定の修正を行います。</p>

No.	コメント	金融庁の考え方
	<p>及びロ(2)の「証券会社から当該調査の結果として当該募集を行わないこととなったことを通知されるまでの間に」との部分について、案件が中止になるのは、当該調査の結果のみならず他の要素も考えられるため、「当該調査の結果として」を削除して頂きたい。</p>	<p>す。もっとも、「調査」の後の発行の中止に限る必要があるため、規定の修正においてはこの点を勘案したものとします。</p> <p>なお、これに伴い、登録金融機関府令についても所要の規定の修正を行います。</p>
13	<p>行為規制等府令第4条第18号イ(2)及びロ(2)では、「特定有価証券等に係る売買等を行わないことについて、あらかじめ調査対象者や当該第三者に約させる」旨が規定されていますが、インサイダー取引規制においては、一定の除外事由が法定されています(証券取引法166条6項)。インサイダー取引規制において許容されている場合の売買等まで一切行わないことを調査対象者に約束させる必要はないと思われま</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定の修正を行います。(これに伴い、登録金融機関府令及び外国証券業者に関する内閣府令についても所要の規定の修正を行います。)</p> <p>なお、行為規制等府令第4条第18号イ(2)又はロ(2)に規定された内容を正確かつ適切に調査対象者又は第三者との間で約したことを立証する義務は証券会社に課されていることに留意が必要です。</p>
14	<p>行為規制等府令第4条第18号イ(2)及びロ(2)により、調査対象者や需要調査の委託を受ける第三者は対象有価証券について売買等を禁止されるが、これらの者が法人である場合にこの売買等の禁止が法人全体にかかるとすると、証券会社から法人関係情報を受領した部署以外の部署(当該法人関係情報を知らない部署)による売買等も禁止されてしまう等不利益が大きいいため、調査対象者や需要調査の委託を受ける第三者が法人である場合には、法人関係情報を受け取った部署による売買等及び当該部署に所属する個人による売買等のみ制限の対象となることとして頂きたい。</p>	<p>「調査対象者」又は「第三者」となる当該法人関係情報の提供等を受ける主体は、個人であると解されますが、この点をより明確化するため規定の修正を行います。</p> <p>上記のように解することから、ご指摘のように証券会社から法人関係情報を受領した部署以外の部署(当該法人関係情報を知らない部署)に取引の制限がかかる(取引をすれば約定違反となる)ものではありません。</p>

No.	コメント	金融庁の考え方
15	<p>14のコメントを踏まえて行為規制等府令第4条第18号イ(2)又はロ(2)は、法人関係情報を受け取った部署による売買等及び当該部署に所属する個人による売買等のみを制限の対象とすることとして頂ける場合、あわせて、担当部署の個々の所属部員全員から「約させ」なくとも、担当部署の部長等の代表者に約させることで行為規制等府令第4条第18号イ(2)又はロ(2)の要件を充たすことを明確化して頂きたい。</p>	<p>14の回答のとおり、取引が制限されるのは、当該法人関係情報の提供等を受けた個人であり、行為規制等府令第4条第18号イ(2)又はロ(2)で証券会社が約させる対象(約定の主体)は当該個人となります。</p> <p>よって、複数の個人が約定の主体となる場合には、原則としてその複数の個人各人に約させる必要があります。</p> <p>もっとも、ご指摘の場合には、部署全体で情報が共有されと考えられますが、同じ部署内での情報共有については、8の回答のとおり規定の修正を行うことにより、一定の要件の下に、同府令第4条第18号イ(2)及びロ(2)の対象とならないこととなります。この場合、例えば、調査対象者が担当部署の部長等の責任者である場合、当該部署の所属部員が、当該調査の内容に係る業務を行うために当該法人関係情報の提供を行うことが不可欠な者であって、当該責任者との契約によって特定有価証券等の売買等を行わない義務及び当該法人関係情報を漏らさない義務を負うものであれば、当該責任者は当該所属部員に当該法人関係情報を提供できることとなります。</p> <p>ただし、同府令第4条第18号イ(2)又はロ(2)に規定された内容を正確かつ適切に調査対象者又は第三者との間で約したことを立証する義務は証券会社に課されていることについて留意が必要です。</p>